

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第83号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和28年岩手県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
占用物件	占用料				占用物件	占用料			
	単 位	所在地				単 位	所在地		
		第 1 級地	第 2 級地	第 3 級地			第 1 級地	第 2 級地	第 3 級地
〔略〕					〔略〕				
〔略〕	〔略〕				〔略〕	〔略〕			
政令第 7 条第14号に掲げる施設									
〔略〕									
備考 改正部分は、下線の部分である。					政令第 7 条第14号及び第15号 に掲げる施設				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。